

令和3年第6回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和3年6月30日(水)午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(14名)

出席農業委員(13名)

1番	鈴木俊信	委員	3番	根本一郎	委員
4番	小松勝恵	委員	6番	橋本賢一	委員
7番	樋口幹夫	委員	8番	山内喜一	委員
9番	深谷宏光	委員	10番	早津和一	委員
11番	山本繁夫	委員	13番	富永進	委員
14番	齋藤茂	委員	15番	塩田一也	委員
19番	矢野正則	委員			

欠席農業委員(1名)

16番 秋元幸一 委員

出席農地利用最適化推進委員(19名)

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 報告第1号 空き家に付属した農地指定について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	次長兼係長	鈴木 健一
副主査	三浦 隆史		
表郷分室長	小針 博之	大信分室長	新井 修治

東分室長

藤田 和宏

◎開 会

事務局長 委員の皆様お疲れさまでございます。

まだ、1名お見えになっておりませんが、定刻となりましたので、これより始めたいと思います。

さて、今日19日、気象庁は本県を含む東北全域が梅雨入りしたと発表しております。大気の状態が不安定なこともあり、ほぼ毎日のようにぐずついた天気が続いております。このように、晴れていると思っても突然雨雲や雷雲が発生し、局地的に激しい雨が降るといった状況は今後も発生が予想されますので、特に農作業中にこうした状況になった場合には、建物の中に入るなり、即安全確保に努めていただきたいと思います。

それでは、農業委員会等に関する法律に規定する総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第6回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が6件、同じく第5条関係が6件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が9件、合わせて21件をご審議いただくほか、空き家に付属した農地指定について1件の報告がございます。

なお、本日の総会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、先月に引き続き出席委員を減じて開催するものであります。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに矢野会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

今、局長の話にもありましたが、梅雨に入り、つい先日も雷雨やひょうが降り、大変な被害が生じた地域もでております。既に異常気象が当たり前の世の中になっておりますので、とにかく少しでも身の危険を感じた場合には建物の中に避難していただきたいと思います。

それから、コロナに関してはだんだんとワクチン接種の年齢が広がってきております。でも、2回完了するまでにはまだまだ時間がかかると思いますので、皆様方には引き続き予防に万全を期していただきたいと思います。また、暑さが厳しくなってきましたので農作業のほうも気をつけて行っていただきたいと思います。

◎議事録署名人選出

会 長 それでは、始めます。

総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、3番、根本一郎委員、6番、橋本賢一委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

16番、秋元幸一委員であります。

◎議案第1号

会 長 議案に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和3年6月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(三浦副主査) それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその6朗読】

以上、その1からその6までの案件につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

深谷委員 表郷古閑地区担当の深谷です。

今回の申請につきましては、去る6月19日、穂積正委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人、行政書士との立会いの下、現地調査を行い、申請内容について間違いなく、また適正な利用をすることを確認いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

根本委員 表郷社地区担当の根本です。

今回の申請につきまして、去る6月20日に和知俊一委員と現地調査を行いました。譲渡人と代理人の行政書士さん、譲受人に6月20日にお会いし、申請内容につきまして確認いたしました。双方とも申請内容につきましては、間違いのないことでした。今回の申請内容について、特に問題はないと思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その3について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

根本委員 表郷社地区担当の根本です。

今回の申請につきまして、去る6月20日に和知俊一委員と現地調査を行いました。同じ日に譲受人、行政書士さん、譲渡人にお会いしまして、申請内容につきまして確認いたしました。双方とも申請内容に間違いのないことです。今回の申請内容について、特に問題はないと思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷金山地区担当の橋本です。

去る6月20日、私と鈴木委員と譲渡人、譲受人、4名にて現地を見ました。生前一括贈与

ということで、譲受人も規模を拡大して頑張っている次第でありますので、問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 釜子東地区担当の山内です。

今回申請の現地調査を市川委員と譲渡人、譲受人と去る6月19日に行いました。調査確認の結果、現地について問題ありませんので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 東釜子東地区担当の山内です。

前述のように、去る6月19日、調査確認の結果、何も問題はありませぬので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、6ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和3年6月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（鈴木次長兼係長） それでは、7ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないと思われまますので、皆様方のご審議をよろしくお願
いたします。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

早津委員 白河西部地区担当の早津です。

今回の申請について去る6月27日、高橋亨委員と現地調査を行いました。設定人には、6
月24日に電話で確認しました。被設定人にも6月24日に電話で確認しました。双方とも申請
内容について間違いのないことでした。前回も一時転用した土地ということで、大丈夫だ
と思います。今回の転用による周辺の農地への影響については特に問題ないと思われま
す。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（鈴木次長兼係長） それでは、12ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないと思われまますので、皆様方のご審議のほどよろしくお
願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

早津委員 白河西部地区担当の早津です。

今回の申請について、去る6月27日、高橋亨委員と現地調査を行いました。

譲渡人には、6月24日、電話で確認しました。また、譲受人には、6月25日、電話で確認

しました。双方とも申請内容については間違いないとのことでした。

今回の提案は、第1種の住居地域内の農地での宅地分譲で北側に農地があるんですが、分譲ということで大きな建物が建つわけじゃないので、一日中日が当たらないというところはないと思いますので、特に農地には問題ないと思われれます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、17ページをご覧ください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないと思われれますので、皆様方のご審議をよろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永です。

この案件につきましては、先日6月25日、梨本委員と現地に赴き、譲渡人と確認してまいりました。そして、譲受人は県外ということで、電話で確認して、間違いないということを確認済みであります。

太陽光ということでそんなに高く設置するわけではなくて、太陽光の下に何か畑を植えるという話があるみたいですが、これも周りの環境に与える影響はないと思われれますので、どうか皆様のご審議よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議いたします。

事務局より説明をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、22ページをご覧ください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないと思われまますので、皆様方のご審議をよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 大沼地区担当の鈴木です。

去る6月22日、邊見敏文委員と現地調査を行いました。譲渡人には、6月27日に電話で確認しました。また、譲受人には、6月23日に電話で確認しました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、27ページをご覧ください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用の目的には問題ないと思われまますので、皆様方の審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 表郷金山地区担当の橋本です。

去る6月25日に私と鈴木委員、譲渡人、譲受人には電話にて申請内容を確認しました。間違いないということです。この箇所は、ちょっと周りが遊休地で荒れていて、周りに影響を及ぼすことはまずないということで見えてまいりました。皆様、ご審議よろしくお願いたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（鈴木次長兼係長） それでは、32ページをご覧ください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

農地の区分と転用目的には問題ないと思われまますので、皆様方のご審議をよろしくお願いたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永です。

この件につきまして、去る6月15日に梨本委員と現地に行って確認してまいりました。このときに、譲渡人が来られなくて、行政書士がいらして立ち合ってくれました。譲受人と現地を確認したところ、父の住宅地のすぐそばということで何ら問題はないかなと思ひまして、あと周りで計画を妨げるようなことはないと思われまますので、皆様の審議よろしくお願いたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局（鈴木次長兼係長） それでは、37ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農用地利用集積計画の承認を求められたので、審議するものとする。令和3年6月30日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております使用貸借権の設定第1号、貸借権の設定第2号から第9号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、使用貸借権の設定第1号、賃借権の設定第2号から第9号について原案のとおり承認いたします。

◎報告第1号

会 長 次に、報告第1号 空き家に付属した農地指定についてを事務局に朗読させます。
事務局(鈴木次長兼係長) それでは、42ページをご覧ください。

報告第1号 空き家に付属した農地指定について。白河市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準による申請があり、同基準第5条の規定に基づき指定したので、同基準第7条の規定により総会において報告する。令和3年6月30日報告。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(三浦副主査) 43ページをご覧ください。

白河市空き家に付属した農地の別段面積取扱基準の規定に基づき、令和3年5月28日に申請のありました案件につきまして、空き家に附属する農地として指定しましたので、同取扱基準第7条の規定に基づき総会に報告をいたします。

なお、この案件につきましては、6月12日に小泉、十文字委員が現地調査を行い、指定した内容でございます。

以上です。

◎その他

会 長 以上で本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

また、皆様から何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、事務局。

事務局長 それでは、事務局よりご連絡を申し上げたいと思います。

まず、1点目です。全国農業新聞の購読と普及推進についてでございます。

この件に関しましては、先月の総会時に、5月に行われた会長及び事務局長研修会の席上で、委員全員の購読と新規申込み者の確保をお願いしたい旨の話があったとお話をさせていただいたところですが、今般改めて県の農業会議より、この件に関しての依頼がありました

ことから、別途、お手元に資料をお渡しさせていただいたところでございます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目、活動記録簿（第1四半期）の提出のお願いでございます。

この件に関しましては、先日文書にて提出のお願いをさせていただいております。この活動記録簿ですが、法に基づく農業委員会の活動を支援するため財源である農地利用最適化交付金におきまして常備することが求められております。つきましては、そういった理由から必ずご提出いただきますよう、改めてお願いを申し上げます。

続きまして、最後、次回総会の日程でございます。

今回は、7月30日金曜日午後2時より、同じくここ正庁で開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

なお、7月以降の総会の開催、参集人員等でございますけれども、これまでは県独自の緊急事態宣言が発令されていたということがございました。さらに、6月については、再拡大防止のために県が独自に重点対策期間と位置づけて、不要不急の外出自粛要請をしていたこともあって、今月の総会についても感染防止対策の観点から、人数を減らした対応をいたしました。来月以降につきましては、県の発表を待った上で、さらに7月に運営委員会を開催し、協議した上で方向性を決定をしたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

私からの連絡事項については以上であります。

ほかにご意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和3年第6回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午後2時50分）